

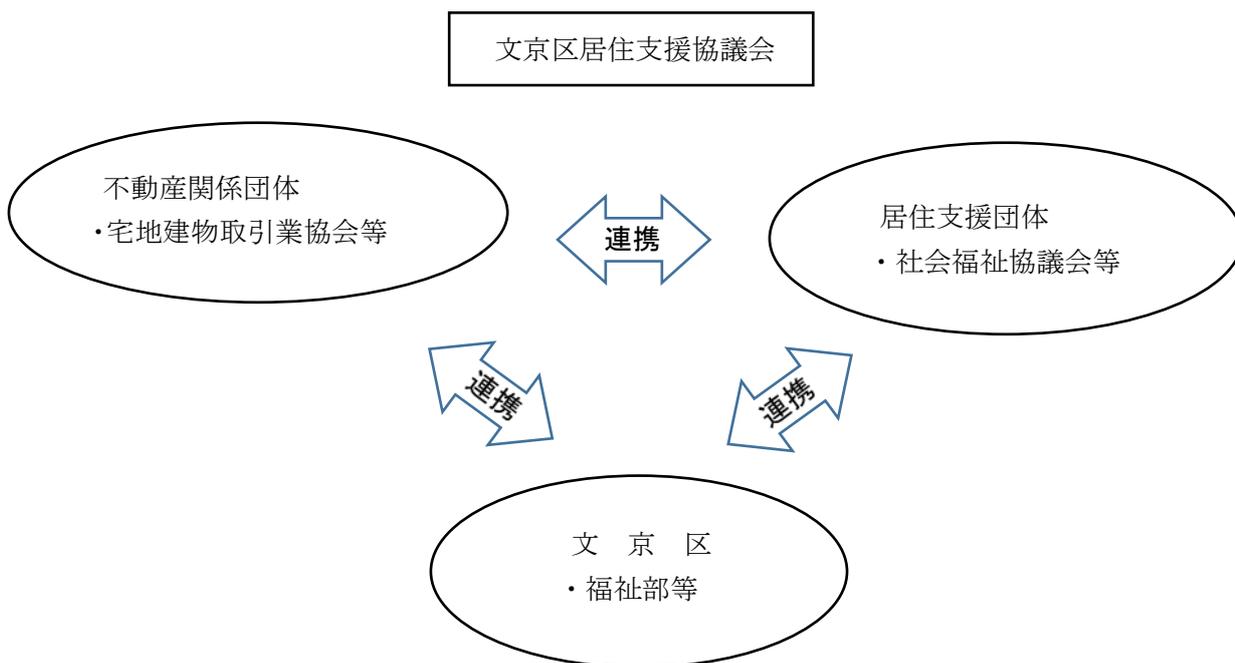
文京区居住支援協議会の設立について

1 文京区居住支援協議会設立の目的

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯、低額所得者等住宅確保に特に配慮を要する者）に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号：住宅セーフティネット法）第10条の規定に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や不動産関係団体、居住支援団体等が連携する文京区居住支援協議会を設立する。

2 協議会のイメージ

居住支援に関する情報を関係者間で共有し、緊密な連携を図りながら必要な支援策について協議することで、行政だけでは解決できない課題が地域の諸団体との協働による取組みで解決できることが期待される。



3 協議会の構成

会長	(1名)	高齢者住宅財団
不動産関係団体	(3名)	東京都宅地建物取引業協会 文京区支部 全日本不動産協会東京都本部 豊島文京支部 日本地主家主協会
居住支援団体	(6名)	社会福祉協議会 民生委員・児童委員 東京都防災・建築まちづくりセンター 賃貸保証機構

	文京区障害者基幹相談支援センター
	L S A受託法人・高齢者あんしん相談センター
オブザーバー (1名)	東京都
文京区	福祉部長 福祉部、子ども家庭部及び都市計画部関係所管課 (課長級) 事務局 福祉部福祉政策課福祉住宅係

4 スケジュール

平成 29 年 4 月 1 日	文京区居住支援協議会設置要綱施行
4 月 26 日	地域福祉推進本部報告
5 月 12 日	地域福祉推進協議会報告
6 月	6 月定例議会報告
7 月	第 1 回文京区居住支援協議会開催
平成 30 年 2 月	第 2 回文京区居住支援協議会開催